

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。」

これは、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)4月に施行された滋賀県人権尊重の社会づくり条例(以下「人権条例」という。)の冒頭の一文です。

この人権条例に基づき、県では、平成15年(2003年)3月に、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針(以下「人権施策基本方針」という。)」を策定しました。

平成23年(2011年)3月には、人権施策基本方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、平成27年度(2015年度)を期限とする「滋賀県人権施策推進計画」を策定しました。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行い、人権施策推進計画を改定することとします。

2 計画の性格

- (1) 人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

3 計画の期間

平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間の計画とします。

4 計画の進行管理

毎年度、人権施策基本方針および計画に基づいた関連施策実施状況をまとめ、滋賀県人権施策推進審議会に対して報告し意見を聴きます。また、県のホームページ等で県民に公表します。

計画期間中の社会情勢等の変化や関連する個別計画等の変更については、計画のめざす方向性を基本に適宜適切な運用を図りながら関係施策を推進するほか、必要に応じて計画自体の見直しを行います。